

## 私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費 Q & A

- Q 1. 導入機器が補助対象なのか対象外なのか判別が難しい。
- A 1. 別紙 1 補助対象機器確認リストにまとめましたのでご参照ください。このほか、判別が難しいものに関しては、都道府県を通じて個別にお問い合わせいただいで差し支えありません。
- Q 2. 電子黒板機能付きプロジェクタを導入しようと思うが、様式 1-2 の「機器の区分」は「一体型電子黒板」「プロジェクタ」どちらになるのか。
- A 2. プロジェクタになります。一体型電子黒板とはデジタルテレビまたはモニタに電子黒板機能が付加された一体式のものを指します。
- Q 3. 保守費用やソフトウェアライセンス費用について、業者からの見積は年間費用で出てきているが、どのように様式 1-2 に記載すれば良いか。
- A 3. 当該年度分のみ按分して記載してください。例えば保守費が 120,000 円 / 年だったとして、事業開始が 9 月からの場合、9 月から 3 月までの 7 カ月分（上記の場合 70,000 円）のみ補助事業経費として申請可能です。
- Q 4. LAN 配線やネットワーク機器は補助対象か。
- A 4. 補助対象外になります。
- Q 5. 生徒 1 人 1 台端末の整備事業で整備した端末にインストールするソフトウェアライセンスの費用は補助対象か。
- A 5. 補助対象外になります。
- Q 6. 納入予定の機器が廃番・モデルチェンジがある。または、外的な要因（半導体の不足等）により、申請した機器と納品された機器の型番が異なる。必要な手続き如何。
- A 6. 金額変更を伴わない、または金額が申請時よりも安価になる場合の機器の変更については、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載するのみで差し支えありません。  
金額が申請時よりも高価になる場合の機器の変更についても、軽微な変更として、実績報告書に変更があった旨を記載することに加えて、申請時の 1 台当たりの金額を上限に補助します。そのため、整備台数の見直しや他に整備する機器の見直し等により、補助金総額の範囲内で経費を流用することは認められません。
- Q 7. 年度内に補助事業が完了しないことが明らかな事業を申請してよいか。
- A 7. 年度内に事業が完了することが前提ではありますが、資材調達の遅れ等、申請後に生じた、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了することが困難な場合は、都道府県において、各地方財務局と調整の上、繰越し手続きを行ってください。
- Q 8. 三社見積を行ったが、業者ごとに見積内容が異なる。問題ないか。
- A 8. 三社見積に当たっては、機器の性能・台数等、学校側が希望する条件を統一した上で行ってください。
- Q 9. ショッピングサイトで購入する場合も補助対象となるか。

A 9. ショッピングサイトから直接購入した場合の費用も、補助対象となり得ます。その場合であっても、「入札の内容が分かる書類又は見積書の写し」として、その他のショッピングサイト等で購入した場合（不採択分）の費用がわかる資料をあわせてご提出ください。

Q 10. 「コンピュータ」の整備に当たって、「1人1台端末の整備」か「授業環境の整備」か判別しづらい。判断基準はどのようなものか。

A 10. 一概に申し上げることは困難であり、様々な要因から総合的に判断する必要があります。社会通念に照らして合理性があるかで判断することとなります。

Q 11. 高等学校段階のコンピュータの整備に当たっては、私立学校情報機器整備費補助金のように「高校生等奨学給付金」の対象者数が上限となるのか。

A 11. 上限台数はありません。ただし、真に必要な台数に限って申請してください。

Q 12. コンピュータ（生徒1人1台端末の用に供する端末）を1台でも整備すれば下限額は100万円となるのか。

A 12. 申請内容にコンピュータ（児童生徒1人1台端末の用に供する端末）が、1台でも含まれていることをもって、ただちに下限額を100万円とするものではありません。申請内容を精査した結果、コンピュータ（児童生徒1人1台端末の用に供する端末）の整備が主たる内容と考えられない場合は、下限額は500万円となります。

Q 13. 教員が授業で使用するコンピュータは補助対象か。

A 13. 用途によります。例えば、コンピュータ室における管理用のコンピュータであれば補助対象となり得ますが、各教員が各々持ち出したり、一律に配布する等、主として教員が使用するような場合は、本事業の目的と合致するとまでは言えないため、補助対象外となります。

Q 14. 義務教育段階のコンピュータ（児童生徒1人1台端末の用に供する端末）については、補助対象か。

A 14. 義務教育段階の児童生徒1人1台端末の整備は本事業の補助対象外であり、私立学校情報機器整備費補助金の補助対象となります。なお、特別教室等で使用するコンピュータについては、本事業の補助対象となります。

Q 15. 義務教育段階のコンピュータ（児童生徒1人1台端末の用に供する端末）については、私立学校情報機器整備費補助金で整備する場合も、下限額は100万円となるのか。

A 15. 本事業と別事業での整備のため、下限額は500万円となります。

Q 16. 端末1台あたりの補助上限額が55,000円ということでしょうか。

A 16. 端末1台あたりの補助対象経費の上限額が55,000円です。

Q 17. 整備する端末に予備機も含めて申請してよいか。

A 17. 予備機については、補助対象となります。

以上

## 補助対象機器確認リスト

区分	名称	対象	備考
ソフトウェア	ソフトウェアライセンス	○	ウイルス対策などのセキュリティソフトウェアは補助対象外です。
	インストールに必要なDVD等媒体	○	
	ソフトウェアの説明書、マニュアル類	×	
	学校に合わせたソフトのカスタマイズ費	○	製品として存在しているパッケージソフトに学校独自のカスタマイズを加える場合は補助対象です。学校独自でソフトの初期開発にあたる場合は補助対象外です。
	年間ライセンスのソフト(複数年契約)	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外です。(当該年度分のみ按分して算出してください)
	月額ライセンスのソフト(複数月契約)	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外です。
	特定のソフトウェアの保守費	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外です。(当該年度分のみ按分して算出してください)
	コンピュータ台数を上回るライセンス数の契約	×	
	児童生徒1人1台端末の整備事業で整備した端末で使用するソフトウェア	×	
	学習者用デジタル教科書	△	特別教室で利用するための指導者用デジタル教科書については、補助対象です。
周辺機器	プリンタ	○	
	スキャナー	○	
	書画カメラ	○	※普通教室のみ上限単価あり 60,000(税抜)
	光学ドライブ	○	
	スピーカ等音響設備	○	壁掛金具等の取付部品は補助対象外です。
	消耗品(用紙、トナー、マウスパッド、交換ランプ等)	×	
	什器類(机、イス、サーバラック、充電保管庫等)	×	
	パソコン、タブレット	○	
	記録媒体(CD-ROMやSDカード等)	×	
	電源の延長タップ	×	
	ケーブル類	△	補助対象機器と繋ぐために必要なものに限りです。
	保護カバー、ケース	×	
	セキュリティワイヤー、耐震ゴム等	×	
視聴覚関連機器	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ	○	スタンドや取付金具等は補助対象外です。
	プロジェクタ	○	プロジェクタ台や取付金具は補助対象外です。 ※普通教室のみ上限単価あり 200,000(税抜)
	モニタ	○	スタンドや取付金具等は補助対象外です。
	デジタルテレビ	○	スタンドや取付金具等は補助対象外です。
	電子黒板	○	デジタルテレビまたはモニタに電子黒板機能が付加された一体型ものを指します。 スタンドや取付金具等は補助対象外です。 ※普通教室/特別教室ともに上限単価あり 600,000(税抜)
	スクリーン	○	黒板のホワイトボード張替や投影用スクリーンとして活用するためのホワイトボード設置は補助対象外です。
	ホワイトボード一体型プロジェクタ	△	この場合はボードの用途を映写としてみなすため可とします。 ただしホワイトボードとプロジェクタが一体不可分であることが条件であり、別売可能な場合ボード部は補助対象外になります。
	プロジェクタや音響などのコントロールボックス等	○	

区分	名称	対象	備考
ネットワーク 関連機器	ルーター	△	児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器(モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器(USB dongle)、SIMカード)の整備に要する経費(初期設定費を含む)は補助対象です。
	スイッチングハブ	×	
	ファイアウォール	×	
	アクセスポイント	×	
	ケーブル類	×	
附帯 工事	搬入設置工事費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費(例えば同時に搬入する什器類の搬入設置工事費用等)は補助対象外です。
	インストール等設定費	○	
	機器と周辺機器との接続費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費(例えば既存パソコンと既存プロジェクトの接続費用等)は補助対象外です。
	教室内及び隣接する準備室までの配線工事	×	
	校内LAN及び室内LANの敷設工事	×	
	教室改造工事(床上げ、穴あけ、壁撤去)	×	機器の設置に当たり、ネジ等で固定する場合の穴あけは補助対象です。
	電源工事	×	
	電話工事	×	
	インターネット接続費	×	
	既存機器の撤去費、処理費	×	
	研修費、講習会費	×	
完成図書作成、マニュアル作成費	×		
その他	新設の学校	×	完成年度(卒業生を出す年度)の翌年度から補助対象となります。
	都道府県や文部科学省の経常費補助の不交付、減額処分を受けている学校法人	×	文部科学省の「私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)」又は都道府県の経常費補助金において当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を、当該算定した補助金の額から減じた額を交付することとします。文部科学省の「私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたものは補助対象外とします。
	他の国庫補助を受けている事業	×	国庫補助を受ける予定の事業も含まれます。
	事前着手事業	×	補助年度の前年度に締結されているもの及び当該年度の内定前に着手しているものを指します。学校法人と事業者との契約締結をもって着手とみなします。
	機器購入を伴わないもの	×	補助対象機器の購入を伴わない作業費用のみの申請等は不可です。
	学校教育に関連しないもの	×	
	生徒会活動や進路指導等、特定の生徒のみが利用する機器	×	
	機器のレンタルやリースに関する経費	×	
	保守費	△	当該年度分の金額のみ対象となります。複数年契約や年度途中からの契約の場合は当該年度分のみ按分して補助対象経費として申請してください。また、対象は当該事業購入分のみになります。
	図書館に設置する機器	△	例えば図書館事務(蔵書管理、貸出・返却手続等)に用いる機器は対象外です。図書館で実施する授業で利用する物は対象です。
消費税	○		

※上記に記載がなく判断に迷う場合は各都道府県の私学担当課に確認ください。